コンプライアンス相談窓口

利用要領

1. 利用対象者

当社の役員および従業員（取締役、監査役、執行役員、顧問、社員、準社員、嘱託、パートタイマー、派遣労働者および特定受託業務従事者を含む)、採用候補者、役員もしくは従業員であった者(退職または役務提供の終了から１年以内の者)、当社グループと取引関係のある者並びに当社グループと過去に取引関係のあった者

2.対象案件　＊本要領末尾の具体例もご参照ください

（1）コンプライアンス相談窓口は、当社の役員や従業員の次のような行為や職場の状態についての調査・対応を求めるために利用することができます。

■違法ではないかと疑われる行為等

■キヤノングループ行動規範やキヤノンマシナリー行動規範に反するのではないかと疑われる行為等

■就業規則、社規その他の社内ルールに違反するのではないかと疑われる行為等

■企業倫理・コンプライアンスに反するのではないかと疑われる行為等

（2）私怨、誹謗中傷等他人を害する目的、人事制度や上司・同僚への不満等を背景とする相談は対象としていませんので、相談があっても対応いたしません。

3.利用者等の保護について

（1）**利用者は、コンプライアンス相談窓口を利用したこと（公益通報者保護法第３条第２号もしくは第３号または同法第６条第２号もしくは第３号に定める保護要件を満たす公益通報を行ったことを含む）により、会社からいかなる不利益な取扱い（正当な理由のない解雇・降格・減給等の懲戒処分や報復としての人事異動・差別的処遇等）も受けることはありません。**

（2）当社は、通報・相談したことにより利用者の職場の環境が悪化することのないように、必要に応じて、適切な措置をとります。利用者に対して不利益な取扱いや嫌がらせを行った者は、その者が当社の従業員の場合、厳正な処分の対象となる場合があります。

（3）当社は、正当な理由なく、利用者を特定させる事項を通報・相談への対応に必要な最小限の範囲を超えて共有する行為、通報・相談を妨げる行為および利用者または調査協力者を探索する行為を禁止します。

4.機密保持について

（1）コンプライアンス相談窓口の利用者に関する情報（利用者の特定につながりうる

情報を含む。）は、秘密保持義務を負った相談窓口担当者以外に開示されることはなく、利用者の秘密は厳守されます。
（2）社内関係部門の第三者の協力を得て通報・相談内容に関する事実確認の調査を行う場合は、当該第三者にも秘密保持義務を課すとともに、当該第三者に利用者に関する情報を開示する必要があるときは、事前に当該利用者の了承を得ることを厳守します。（匿名の通報・相談の場合を除く）
（3）第１項にかかわらず、調査情報を抽象化または統計化して機密保持義務を負うことなく利用することができます。（4）コンプライアンス相談窓口への通報・相談内容および事実確認のための調査結果に関する資料は、アクセス権のあるフォルダで厳密に管理し、不要となった場合は然るべき方法にて廃棄します。

5.利用上の注意点

コンプライアンス相談窓口への通報・相談は、別紙１「調査・対応フロー」に従って取り扱われます。
利用にあたっては、以下の事項を十分理解のうえ、利用して下さい。
（1）**利用時には、①行為者（特定の行為者がいる場合）、②行為等の発生時期、③行為等の発生場所、④行為等の内容、⑤今後の連絡手段の５点を必ず伝えてください。また、どのようにして当該行為等を認識したか、その根拠資料はあるかも併せて伝えてください。**
※文書または電子メールをご利用の場合は、別紙２「帳票」に記入してください。
（2）匿名での利用も可能ですが、原則として利用時に所属（または当社との関係）、氏名、連絡先を明らかにしてください。匿名で利用される場合は文書の利用を推奨します。
（3）**事実関係の調査にあたっては、利用者の協力が必要な場合があります。**利用者の適切な協力が得られない場合や匿名の通報・相談の場合は、情報不足等により十分な調査ができず、通報・相談内容に対する対応が打ち切られたり、利用者に対して調査結果等のフィードバックがされないことがありますので、あらかじめご了承ください。
（4）通報・相談内容の調査や是正措置の実施は、原則として法務部門の相談窓口担当者が行いますが、通報・相談内容に応じて、社内関係部門の第三者の協力を得て実施する場合があります。
（5）重大案件については、必要に応じて当社の経営層や監査役、また、キヤノン株式会社に報告のうえ対応する場合があります。
（6）組織の長その他幹部に関係するまたは関係すると疑われる通報・相談については、これらの者からの独立性を確保した体制で対応します。
（7）通報・相談対象事項の調査または是正措置等の検討に、公正な対応を阻害するお

それのある者を関与させません。
（8）コンプライアンス相談窓口の運用状況（通報・相談内容の概要含む）については、経営層に定期的に報告がなされます。また、必要に応じて従業員向けにも可能な範囲で概要を開示します。（ただし、従業員向けに運用状況を開示する場合であっても、利用者に関する情報（特定につながりうる情報を含む）は開示いたしません。）
（9）コンプライアンス相談窓口の制度内容に関するご質問は、法務部門まで連絡してください。

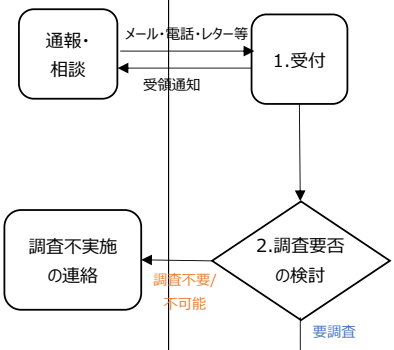
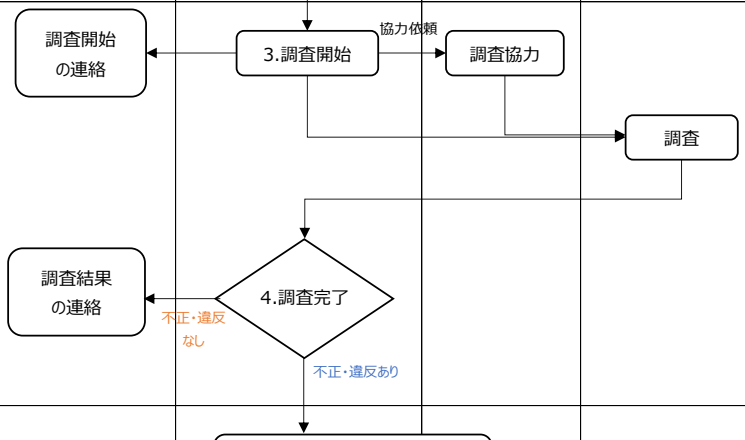
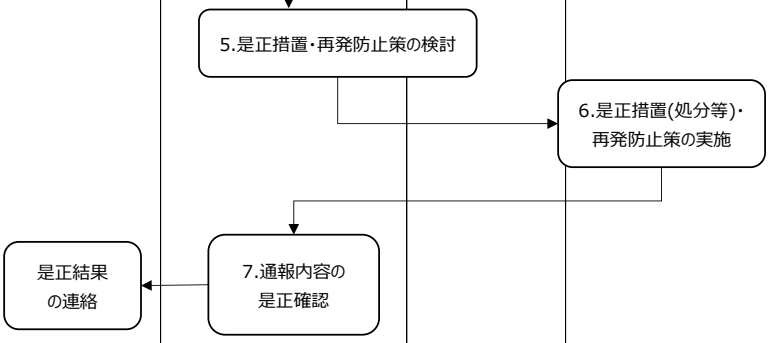
【参考：対象案件の具体例】
コンプライアンス相談窓口を利用すべき案件の具体例は、次のとおりです。
■不正な取引（談合、カルテル、下請事業者に対する不当な行為、インサイダー取引など）
■不正な表示（カタログやウェブサイトでの虚偽表示、誤表示など）
■不正な会計処理（不適切な固定資産、開発費、交際費等の処理など）
■不正な資産管理（横領、無許可での備品の私的利用など）
■不正な労務管理（賃金不払い残業の強要など）
■不正な情報管理（無許可での機密資料の持ち出し、情報漏洩など）
■品質不正（試験データの改ざん、認証の不正取得、基準外の部品使用など）
■公務員や取引先との癒着（賄賂、社会的常識を超えた贈答品のやりとりなど）
■ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等）

上記にご同意される場合にのみ、本窓口にご連絡ください。
キヤノンマシナリー株式会社 法務部門
最新改訂：2026 年 12 月 1 日

以上

別紙1

調査・対応フロー

	利用者	コンプライアンス相談窓口 (法務部門)	協力部門	対象者/対象部門	備考
受付				＊相談窓口 「法務部門」 Eメール：cmi_compliance@mail.canon 電話　：内線643-91-1244　外線077-566-1810 社内メール便：法務部門長 宛 ＊匿名での利用も可能ですが、原則として利用時に所属（または当社との関係）と氏名、連絡先を明らかにしてください。 (匿名の場合には調査結果や是正結果の連絡が行われないことがあります) ＊利用時には、行為者、行為の発生時期・場所、行為の内容を必ず伝えてください。 また、どのようにして行為を認識したか、根拠資料はあるか、今後の連絡手段等も併せて伝えてください。
調査				＊通報・相談内容によって、社内関係部門に調査協力を依頼することがあります。 ＊相談窓口担当者が社内関係部門の第三者（調査関係者）の協力を得て事実確認のための調査を行う場合に、利用者に関する情報（利用者の特定につながりうる情報を含む。）を開示する必要があるときは、事前に利用者の了承を得ることを厳守します。（匿名の場合を除く。） ＊相談窓口担当者及び調査関係者は、利用者のプライバシーを保護し、秘密を厳守するため、秘密保持義務を負っています。
是正措置・再発防止策				＊重大案件については、必要に応じて当社監査役やキヤノン株式会社に報告のうえ対応します。 ＊是正措置完了後も、違反等が再発していないか、再発防止策が有効かを適宜確認します。 ＊コンプライアンス相談窓口の運用状況については、経営層に定期的に報告がなされます。

【対象案件】
コンプライアンス相談窓口は、当社の役員や従業員の次のような行為や職場の状態についての調査・対応を求めるために利用することができます。
①違法ではないかと疑われる行為等、②キヤノングループ行動規範やキヤノンマシナリー行動規範に反するのではないかと疑われる行為等、③就業規則、社規その他の社内ルールに違反するのではないかと疑われる行為等、④企業倫理・コンプライアンスに反するのではないかと疑われる行為等

※私怨、誹謗中傷等他人を害する目的、人事制度や上司・同僚への不満等を背景とする相談は対象としていませんので、相談があっても対応しません。

【機密保持について】
コンプライアンス相談窓口への通報・相談内容および事実確認のための調査結果に関する資料は、アクセス権のあるフォルダで厳密に管理され、利用者の秘密は厳守されます。

【不利益取り扱いについて】
利用者は、コンプライアンス相談窓口を利用したことにより、会社からいかなる不利益な取扱い（正当な理由のない解雇・降格・減給等の懲戒処分や報復としての人事異動・差別的処遇等）も受けることはありません。

別紙２

■コンプライアンス相談窓口　　記入日　　年　　月　　日

所属（当社との関係）　　お名前

①行為者

②行為の発生時期

③行為の発生場所

④行為の内容

どのようにして当該行為を認識しましたか

根拠資料の有無　　有　or　無

※有に丸をつけて頂いた場合、根拠資料を添付ください。

⑤今後の連絡手段

ご相談いただいた内容の対応について後日、ご連絡を差し上げます。

ご希望の連絡手段を選択してください。

（①面会 or ②メール or ③電話 or ④文書）　連絡先

＊その他、ご意見等ございましたらご記入ください。

【参考】相談窓口宛先

◆電子メールをご利用の場合　：cmi_compliance@mail.canon

◆社内メール便をご利用の場合：法務部門長 宛

◆郵便をご利用の場合　：〒525-8511 滋賀県草津市南山田町 85 キヤノンマシナリー株式会社
法務部門長 宛

◆電話をご利用の場合　：電話番号：077-566-1810